

計算書類に対する注記（社会福祉法人 大手園）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、建物付属設備、器具及び備品、ソフトウェア一定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

・賞与引当金－該当なし

(3) その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、大阪府民間共済福祉事業共済制度・私立保育園連盟福祉共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は社会福祉事業だけなので作成を省略する

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人本部拠点区分

②大手園保育園拠点区分

イ. 大手園保育園

(4) その他

該当なし

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	89,433,977		10,332,261	79,101,716
合計	89,433,977		10,332,261	79,101,716

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	79,101,716 円
計	79,101,716 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	10,439,000 円
計	10,439,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本)	224,782,390	145,680,674	79,101,716
建物	2,718,235	1,243,613	1,474,622
建物付属設備	70,539,491	66,033,686	4,505,805
構築物	20,032,733	14,406,929	5,625,804

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	18,809,169	18,809,120	49
合計	336,882,018	246,174,022	90,707,996

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（保育園）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、建物付属設備、構築物、器具及び備品、ソフトウェア並びに権利一定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

(3) その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、大阪府民間共済福祉事業共済制度・私立保育園連盟福祉共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

保育園拠点

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物(基本)	89,433,977		10,332,261	79,101,716
合計	89,433,977		10,332,261	79,101,716

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

基本財産建物	79,101,716 円
計	79,101,716 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	10,439,000 円
計	10,439,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本)	224,782,390	145,680,674	79,101,716
建物	1,187,450	50,070	1,137,380
建物附属設備	70,539,491	66,033,686	4,505,805
構築物	20,032,733	14,406,929	5,625,804
器具及び備品	18,809,169	18,809,120	49
合計	335,351,233	244,980,479	90,370,754

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（本部）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、建物付属設備、器具及び備品、ソフトウェア一定額法

(2) その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

本部拠点

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,530,785	1,193,543	337,242
合計	1,530,785	1,193,543	337,242

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし